

重要：必ずお読みください

保護者各位

令和8年9月

下関市の保育料等について

1 3～5歳児クラスのこどもについて

- ・保育料及び給食費（主食費・副食費）は無償です。
※市外に居住するこどもの給食費は有償です。
- ・「通園送迎費」、「行事費や保育用品等の実費」等は保護者負担となります。

2 0～2歳児クラスのこどもについて

- ・市民税非課税世帯の保育料は無償です。
- ・その他の世帯は、対象となるこどもの保育必要量（標準時間・短時間）と扶養義務者の市民税所得割課税額（合算額）をもとに決定します。（別紙「下関市の保育料」を参照）
- ・保育料には、給食費（主食費・副食費）が含まれています。
- ・同一生計のきょうだいで数えて第2子以降の保育料は、山口県と下関市の共同事業により無償となります。認定申請書の世帯員欄に記入された対象児童の兄、姉の情報をもとに、対象児童が第何子に該当するかを判断します。無償化のための申請は特に必要ありませんが、確認のために必要な書類の提出を依頼することがあります。（別紙「下関市の保育料」を参照）
- ・こどもが満3歳になる際、認定区分を3号認定から2号認定に変更する旨を通知します（変更届は必要ありません。）が、その年度中は3号認定の保育料額が引き続き適用されるため、翌年度の4月から無償となります。

3 保育料の算定について

- ・保育料は、父母の市民税所得割課税額（寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除等の適用を受けている場合は、これらを加算した額となります。）の合計をもとに決定します。
- ・ただし、父母の所得の合計が5.8万円未満である場合は、同居している直系親族（祖父母、曽祖父母）のうち、所得が最も高い人の市民税所得割課税額も合算した額をもとに保育料を決定します。
- ・なお、父母の所得の合計が5.8万円未満である場合であっても、父母に非課税所得（育児休業給付金や失業保険等）があり、非課税所得金額を含む父母のすべての所得の合計が、市の定める基準額を上回る場合は、父母のみの市民税所得割課税額の合計をもとに保育料を決定します。この場合、所得金額を確認できる書類と収入申告書の提出が必要となります。詳しくは幼児保育課にご相談ください。

- ・4月から8月までの保育料は、令和7年度市民税所得割課税額（令和6年の収入、所得）、9月から3月までの保育料は、令和8年度市民税所得割課税額（令和7年の収入、所得）をもとに決定します。
- ・市民税所得割課税額は、税額決定通知書（毎年6月頃に勤務先もしくは市から送付されます。）や、市・県民税所得課税証明書などで確認してください。（源泉徴収票には記載されていません。）
- ・税の修正申告をした場合は、幼児保育課で課税額の変更を確認できた月の翌月から保育料を変更します。
- ・下表に該当する保護者の方は、申告手続等を早めに行ってください。収入が未申告である場合を含め、課税状況が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。なお、原則さかのぼっての保育料の変更は行いません。

対象となる人	必要な手続き
下関市に住民票があるが、住民税の申告をしていない人（配偶者の扶養に入っていることが確認できる場合は申告を省略することができます。）	下関市役所市民税課で該当年度の市・県民税を申告
4月から8月までの期間、入園を希望する人のうち、令和7年1月1日時点で下関市以外の市町村に住民票がある人	認定申請書に個人番号（マイナンバー）を記入又は令和7年度市・県民税所得課税証明書の提出
9月から3月までの期間、入園を希望する人のうち、令和8年1月1日時点で下関市以外の市町村に住民票がある人	認定申請書に個人番号（マイナンバー）を記入又は令和8年度市・県民税所得課税証明書の提出
海外に居住している、または海外に居住していたため市民税所得割課税額が確認できない人	対象となる年度の収入や所得の額を確認できる書類の提出

※市町村によって証明の内容や取得方法は異なるので、詳細は申請先の税務担当課にお問い合わせください。

4 変更届の提出について

- ・結婚、離婚など世帯の状況や保育必要量（標準時間・短時間）に変更があった場合は、原則変更月の前月20日までに変更届を提出してください。保育料が変わる場合があります。

5 保育料の軽減・減免について

- ・下関市は子育て世帯の経済的負担軽減のため、国の基準額より保育料額を低く設定しているほか、山口県と下関市が共同で第2子以降保育料無償化事業を行っています。また、災害等やむを得ない理由により保育料の支払が困難となった場合や、保育料算定に含まれる

世帯員が死亡・離婚した場合には、保育料が減免となる場合があります。詳しくは幼児保育課にご相談ください。

要保護者等世帯について

- ・要保護者等世帯（ひとり親世帯や障害者手帳の交付を受けた方がいる市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯）については、その他の世帯より保育料額を低く設定しています。
- ・ひとり親世帯の認定は、児童扶養手当の受給状況によって判断しています。児童扶養手当の受給申請をしない場合は、事前に申立書を提出することで保育料額が低くなる場合があります。詳しくは幼児保育課にご相談ください。

6 3～5 歳児クラスのこどもの給食費（主食費・副食費）無償化について

- ・令和 8 年 4 月から市独自の事業により、下関市に居住するこどもについては給食費が「無償」となります。（月額上限あり。）
- ・市外の施設を利用し、給食費を納めている場合は、償還払いにより無償化します。該当者には別途幼児保育課からご案内の文書をお送りいたします。
- ・食物アレルギーによって、施設から月単位で給食の提供を一切受けずに弁当を持参する場合は、事前に申請書等を提出することで補助金の交付対象となります。詳しくは幼児保育課にご相談ください。

7 保育料の納付について

- ・保護者の皆様から納付していただく保育料は、施設を維持・運営していくための人件費や光熱水費などに使われる大変重要なものです。期限までに確実に納付していただくようお願いいたします。

納付期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から延滞金が増加されます。また、翌月 20 日までに納付が確認できない場合は督促状が送付され、督促手数料が増加されます。

それでも納付されない場合には、他の保護者との公平性の観点から、財産の調査や強制徴収（差押え等）を行うこととなりますので、期限までに確実に納付していただくようお願いいたします。

① 公立保育園、公立認定こども園及び私立保育園の場合

保育料は下関市に納付してください。納付方法は原則として口座振替です。万一引き落としができなかった場合又は口座の登録がない場合は、納付書を発行し、園を通じて配布いたしますので、金融機関の窓口で納付してください。

②私立認定こども園及び私立地域型保育事業所の場合

保育料は通っている園に直接納付してください。納付方法は園によって異なります。

8 口座振替について

- ・口座振替手続は、Web 口座振替受付サービスを利用するか、「口座振替依頼書」（各園、市役所、各支所、金融機関に置いてあります。）に必要事項を記入し、利用する金融機関へ提出してください。
- ・手続きは、口座振替を開始したい月の前月の25日まで（ゆうちょ銀行は20日まで）に行ってください。
例：4月25日までに手続き → 5月分から口座振替が可能
- ・当月分の保育料等は、毎月末日（月末日が土・日曜日や祝日の場合は金融機関の翌営業日）に引き落とされます。口座の残高が不足しないようご注意ください。
- ・登録した口座の変更を希望される場合は、改めて Web 口座振替受付サービスから口座を登録するか、「口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。

Web 口座振替受付サービスへのアクセス及びサービスの詳細は
右の二次元コードからご確認ください。



【お問い合わせ先】 下関市こども未来部 幼児保育課 入園給付係 (083) 231-1929
